

使用料の見直し（案）

公の施設の名称	大分県立九重青少年の家
---------	-------------

以下は令和8年第1回定例県議会へ提案した条例改正案の内容です。
県議会で条例が可決された場合、令和8年4月1日から施行する予定です。

（単位：円）

使用料の名称・区分		単位	料金			
			改定前	改定後（案）	改定見込額	
宿泊料	県内利用者	高校生及びその指導者	人/泊	380	<u>420</u>	40
		青少年団体及びその指導者	人/泊	470	<u>520</u>	50
		社会教育関係団体及びその指導者	人/泊	940	<u>1,040</u>	100
		その他のもの	人/泊	1,250	<u>1,400</u>	150
	県外利用者	中学生・小学生及びその指導者	人/泊	190	<u>210</u>	20
		高校生及びその指導者	人/泊	560	<u>620</u>	60
		青少年団体及びその指導者	人/泊	710	<u>790</u>	80
		社会教育関係団体及びその指導者	人/泊	1,400	<u>1,550</u>	150
		その他のもの	人/泊	1,900	<u>2,100</u>	200

【備考】

改正前	改正後（案）
1 「高校生」とは高等学校の生徒及びこれに準ずる者をいい、「中学生・小学生」とは中学校の生徒、小学校の児童及びこれらに準ずる者をいう。	1 （同左）
2 冷暖房使用期間中は、上記使用料の額に1人1泊80円を加算する。	2 （同左）

(単位：円)

使用料の名称・区分			単位	料金		
				改定前	改定後(案)	改定見込額
専用使用料	本研修室	中学生・小学生(県外利用者に限る。)、高校生及び青少年団体	時間	220	<u>230</u>	10
		その他のもの	時間	450	<u>470</u>	20
	研修室1	中学生・小学生(県外利用者に限る。)、高校生及び青少年団体	時間	70	<u>80</u>	10
		その他のもの	時間	110	110	0
	研修室2	中学生・小学生(県外利用者に限る。)、高校生及び青少年団体	時間	70	<u>80</u>	10
		その他のもの	時間	110	110	0
	スタードーム棟	中学生・小学生(県外利用者に限る。)、高校生及び青少年団体	時間	220	<u>230</u>	10
		その他のもの	時間	450	<u>470</u>	20
	プレイホール	中学生・小学生(県外利用者に限る。)、高校生及び青少年団体	時間	400	<u>420</u>	20
		その他のもの	時間	790	<u>830</u>	40

(単位：円)

使用料の名称・区分		単位	料金			
			改定前	改定後(案)	改定見込額	
専用使用料	視聴覚室	中学生・小学生(県外利用者に限る。)、高校生及び青少年団体	時間	220	<u>230</u>	10
		その他のもの	時間	450	<u>470</u>	20
プラネタリウム室個人使用料		中学生・小学生(県外利用者に限る。)、高校生、青少年団体及びその指導者	人/回	110	110	0
		その他のもの	人/回	230	<u>240</u>	10
キャンプ場使用料		中学生・小学生(県外利用者に限る。)、高校生、青少年団体及びその指導者	人/泊	160	<u>170</u>	10
		その他のもの	人/泊	310	<u>320</u>	10

【備考】

改正前	改正後(案)
1 「高校生」とは、高等学校の生徒及びこれに準ずる者をいう。	1 (同左)
2 「中学生・小学生(県外利用者に限る。)」とは、県外の中学校及び小学校に在籍する生徒及び児童並びにこれらに準ずる者をいう。	2 (同左)
3 冷暖房使用期間中の専用使用料については、上記専用使用料の額に、冷房にあつては50/100、暖房にあつては40/100を乗じて得た額を加算する。	3 (同左)
4 宿泊室を利用した場合の専用使用料及びプラネタリウム室個人使用料は、徴収しない。	4 (同左)